

撮影申請フロー

館内、ビル敷地、及び隣接する歩道部分での撮影にあたって当社への事前申請が必要です。
下記注意事項、フロー図をご参照の上、ご申請ください。

注意事項一般

- ✓ 撮影3営業日前(土日祝除く)までに申請をお願い致します。
- ✓ 撮影内容によってはお受けできかねる場合がございます。余裕をもった申請をお願い致します。
- ✓ 館内、ビル敷地に限らず、ビル敷地に隣接する歩道部分での撮影の際も申請が必要です。
また歩道部分での撮影は当社申請前に所定の官庁へ道路使用許可を申請ください。(丸の内警察署 TEL:03-3213-0110)

申請書記入・送信

- ✓ 撮影申請フォームより申請ください。
- ✓ 撮影時間については通勤時間帯(平日8:30~9:30)、及び上記時間帯に限らず混雑する時間帯は撮影できません。
- ✓ 申請内容に不備がある場合は希望日に作業実施できない可能性がございますので余裕をもった申請をお願いします。

撮影内容確認

- ✓ 申請内容に不明点がある場合は、弊社より確認の連絡を致します。
- ✓ 有名人の来館等により混雑が予想される場合は必ず事前に内容説明をお願い致します。
- ✓ ご申請後、内容確認のため事務所にお越しいただく場合がございます。

当日撮影実施

- ✓ 撮影前にビル管理室で申請書を提示の上、作業を開始ください。
- ✓ 撮影終了後はビル管理室にて撮影終了の旨、お伝えください。
- ✓ 撮影内容が通行人に対して危険を及ぼすものと判断した場合は当日、撮影を中止いただく可能性がございます。事前に内容を正確にお伝え頂くようお願い致します。
- ✓ 対象店舗以外の店舗が背景に写り込む場合は、必ず各店舗の事前の承諾を得てください。
- ✓ 廊下その他の共用部分を撮影の作業場として使用することはできません。